

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十八号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（厚生環境事務所長への委任） 第八条（略） 一十八（略） 十九（略） （一）（略） （二）第十八条の十五第六項の規定による調査の結果の報告の受付 （三） （四） （五） （六） （七）第四十九条第六項の規定による第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。〔三〕及び〔四〕において同じ。）に対する基準遵守勧告 （八） （九） （十） （十一） （十二） （十三） （十四） （十五） （十六） （十七） （十八） （十九） （二十） （二十一） （二十二） （二十三） （二十四） （二十五） （二十六） （二十七） （二十八） （二十九） （三十） （三十一） （三十二） （三十三） （三十四） （三十五） （三十六） （三十七） （三十八） （三十九） （四十） （四十一） （四十二） （四十三） （四十四） （四十五） （四十六） （四十七） （四十八） （四十九） （五十） （五十一） （五十二） （五十三） （五十四） （五十五） （五十六） （五十七） （五十八） （五十九） （六十） （六十一） （六十二） （六十三） （六十四） （六十五） （六十六） （六十七） （六十八） （六十九） （七十） （七十一） （七十二） （七十三） （七十四） （七十五） （七十六） （七十七） （七十八） （七十九） （八十） （八十一） （八十二） （八十三） （八十四） （八十五） （八十六） （八十七） （八十八） （八十九） （九十） （九十一） （九十二） （九十三） （九十四） （九十五） （九十六） （九十七） （九十八） （九十九） （百）</p>	<p>（厚生環境事務所長への委任） 第八条（略） 一十八（略） 十九（略） （一）（略） （二） （三） （四） （五） （六） （七）第四十九条第六項の規定による第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）に対する基準遵守勧告 （八） （九） （十） （十一） （十二） （十三） （十四） （十五） （十六） （十七） （十八） （十九） （二十） （二十一） （二十二） （二十三） （二十四） （二十五） （二十六） （二十七） （二十八） （二十九） （三十） （三十一） （三十二） （三十三） （三十四） （三十五） （三十六） （三十七） （三十八） （三十九） （四十） （四十一） （四十二） （四十三） （四十四） （四十五） （四十六） （四十七） （四十八） （四十九） （五十） （五十一） （五十二） （五十三） （五十四） （五十五） （五十六） （五十七） （五十八） （五十九） （六十） （六十一） （六十二） （六十三） （六十四） （六十五） （六十六） （六十七） （六十八） （六十九） （七十） （七十一） （七十二） （七十三） （七十四） （七十五） （七十六） （七十七） （七十八） （七十九） （八十） （八十一） （八十二） （八十三） （八十四） （八十五） （八十六） （八十七） （八十八） （八十九） （九十） （九十一） （九十二） （九十三） （九十四） （九十五） （九十六） （九十七） （九十八） （九十九） （百）</p>

(五)並びに第三十三号(四)及び(六)
四十 (略)

(保健所長への委任)
第九条 (略)

一―七十六 (略)

七十六の二 麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)第一条の四及び第十四条の四の規定による役員の変更の届出の受付

七十六の三 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和二十八年広島県規則第四十八号)第一条の四及び第六条の四の規定による保管設備の変更の届出の受付

七十七―八十五 (略)

八十六 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)第二十四条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

八十七―八十九 (略)

九十 広島県ふぐの処理等に関する条例(令和三年広島県条例第三十号)に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第五条第二項の規定によるふぐ処理者の免許の申請の受付

(二) 第五条第五項の規定によるふぐ処理者の免許の申請事項の変更の届出の受付

(三) 第八条第二項の規定によるふぐ処理者の免許証の書換え交付の申請の受付

(四) 第九条第二項の規定によるふぐ処理者の免許証の再交付の申請の受付

(五) 第十条の規定によるふぐ処理者の免許証の返納の届出の受付

(六) 第十六条第一項の規定によるふぐ処理施設の登録

(七) 第十六条第四項の規定によるふぐ処理施設の申請事項の変更の届出の受付

(八) 第十六条第五項の規定によるふぐ処理施設の登録証の書換え交付

(九) 第十六条第六項の規定によるふぐ処理施設の登録証の再交付

(十) 第十六条第七項の規定によるふぐ処理施設の廃止の届出の受付

(十一) 第十七条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

九十一 広島県ふぐの処理等に関する条例施行規則(令和三年広島県規則第九十三号)第十六条第一項の規定によるふぐ処理者試験受験願書の受付

九十二・九十三

(農林水産事務所長への委任)

第十三条 次に掲げる事務は、農林水産事務所長に委任する。ただし、第十六号(六)、(七)、(九)から(共)まで、(丙)から(辛)まで及び(国)から(民)まで

三十四(四)及び(六)
四十 (略)

(保健所長への委任)
第九条 (略)

一―七十六 (略)

七十七―八十五 (略)

八十六 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)第二十三条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

八十七―八十九 (略)

九十 広島県ふぐの処理等に関する条例(令和三年広島県条例第三十号)に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第五条第二項の規定によるふぐ処理者の免許の申請の受付

(二) 第五条第五項の規定によるふぐ処理者の免許の申請事項の変更の届出の受付

(三) 第八条第二項の規定によるふぐ処理者の免許証の書換え交付の申請の受付

(四) 第九条第二項の規定によるふぐ処理者の免許証の再交付の申請の受付

(五) 第十条の規定によるふぐ処理者の免許証の返納の届出の受付

(六) 第十六条第一項の規定によるふぐ処理施設の登録

(七) 第十六条第四項の規定によるふぐ処理施設の申請事項の変更の届出の受付

(八) 第十六条第五項の規定によるふぐ処理施設の登録証の書換え交付

(九) 第十六条第六項の規定によるふぐ処理施設の登録証の再交付

(十) 第十六条第七項の規定によるふぐ処理施設の廃止の届出の受付

(十一) 第十七条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

九十一 広島県ふぐの処理等に関する条例施行規則(令和三年広島県規則第九十三号)第十六条第一項の規定によるふぐ処理者試験受験願書の受付

九十二・九十三

(農林水産事務所長への委任)

第十三条 次に掲げる事務は、農林水産事務所長に委任する。ただし、第十六号(六)、(七)、(九)から(共)まで、(丙)から(辛)まで及び(国)から(民)まで

九十二・九十三

(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百条の二に係るもの並びに同法第七号)第五項及び第四十七号第一項を準用するものを除く。)並びに第五十五号に掲げる事務については広島県東部農林水産事務所長を、第四号、第十号から第十五号まで及び第二十四号から第二十六号までに掲げる事務については広島県北部農林水産事務所長を除き、第二十九号(一)から(三)まで、第三十一号から第三十三号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる事務については広島県西部農林水産事務所長に、第三十九号(八)から(十)まで及び(四)から(六)まで、第四十一号、第四十二号(一)、(二)、(大)から(三)まで、第四十三号、第四十四号並びに第五十一号に掲げる事務については広島県北部農林水産事務所長に、第五十四号に掲げる事務については広島県東部農林水産事務所長に限る。

一―二の四 (略)

二の五 園芸産地における事業継続強化対策実施要領に基づく産地事業計画の推進

二の六 経営所得安定対策等推進事業実施要領に基づく地域推進活動計画の承認

二の七 水田麦・大豆産地生産性向上事業実施要領に基づく事業実施計画の承認

二の八 スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領に基づく事業実施計画等の承認

二の九 広島県有機農業産地づくり推進事業実施要領に基づく事業実施計画の承認

三及び四―六 (略)

七 (略)

(一) (略)

(1) (5) (略)

(二) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等(農地集積加速化支援事業(農業経営法人化支援総合事業実施要綱に基づいて行う事業で畜産に関する事業に係るものに限る。))、新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金、県全域を対象とする)と知事が認めた研修機関に係る就農準備資金及び市町活動費に関する事業に係るものに限る。)及び農産物生産供給体制強化事業(畜産に関するもの及び産地パワーアップ計画(都道府県

(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百条の二に係るもの並びに同法第七号)第五項及び第四十七号第一項を準用するものを除く。)並びに第五十五号に掲げる事務については広島県東部農林水産事務所長を、第四号、第十号から第十五号まで及び第二十四号から第二十六号までに掲げる事務については広島県北部農林水産事務所長を除き、第二十九号(一)から(三)まで、第三十一号から第三十三号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる事務については広島県西部農林水産事務所長に、第三十九号(七)から(十)まで及び(四)から(六)まで、第四十一号、第四十二号(一)、(二)、(大)から(三)まで、第四十三号、第四十四号並びに第五十一号に掲げる事務については広島県北部農林水産事務所長に、第五十四号に掲げる事務については広島県東部農林水産事務所長に限る。

一―二の四 (略)

二の五 持続的生産強化対策事業実施要綱に基づく産地事業計画の承認(園芸作物生産転換促進事業(都道府県推進)に係るものに限る。)

二の六 農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要綱に基づく産地事業計画の推進

二の七 ひろしま農業創生事業実施要領に基づく事業計画の承認(園芸用農地確保支援事業に係るものに限る。)

三及び四―六 (略)

七 (略)

(一) (略)

(1) (5) (略)

(6) ひろしま農業創生事業費補助金(園芸用農地確保支援事業に係るものに限る。)

(二) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等(新規就農者育成交付金事業(経営開始型、県全域を対象とする)と知事が認めた研修機関に係る準備型及び市町活動費に関する事業に係るものに限る。))及び農産物生産供給体制強化事業(畜産に関するもの及び産地パワーアップ計画(都道府県農業再生協議会長が作成したものに限る。))に係るものに限る。)を除く。)

農業再生協議会長が作成したものに限り、
()に係るものに限る。()を除く。
(三) 広島県農業生産総合対策等補助金交付
要綱による補助金等

(四)六 (略)
八十二 (略)

十二の二 特定水産動植物等の国内流通の適
正化等に関する法律(令和二年法律第七十
九号)に基づく知事の権限のうち、次に掲
げるもの

(一) 第三条第一項の規定による届出の受付
及び同条第二項の規定による番号の通知
(二) 第三条第三項の規定による変更の届出
の受付

(三) 第七条第一項及び第二項の規定による
勧告及び同条第三項の規定による命令

(四) 第八条第一項の規定による届出の受付
(五) 第八条第二項の規定による変更の届出
の受付

(六) 第十一条の規定による報告の徴取及び
立入検査

十三三十八 (略)
三十九 (略)

(一)・(二) (略)
(三) 第十六条第四項において準用する第十
二条第一項から第三項までの規定による
国定公園事業者たる地位の承継の協議又
は承認

(四)・(五) (略)
(六) 第十六条の七第三項において準用する
第十六条の四第一項ただし書の規定によ
る軽微な変更の届出の受付

(七) 第十七条第一項及び第二項の規定によ
る報告徴収及び立入検査(国立公園事業
に係るものを除く。)

(八) (略)
(九) 第四十二条の五第一項ただし書の規定
による軽微な変更の届出の受付

(十) 第四十二条の七の規定による報告徴収
及び立入検査(国立公園に係るものを除
く。)

(十一) (略)
四十六十八 (略)
六十九 (略)

第十号(三)、第十二号(八)及び(九)、第十二の
二(三)、第十六号(三)及び(四)、第十七号(三)及
び(四)、第二十四号(四)、(五)及び(六)、第二十七
号(一)及び(五)、第二十八号の二(四)及び(五)、第
二十九号(三)、(八)及び(九)、第三十五号(八)、(九)
及び(十)、第三十七号(七)、(八)、(九)及び(十)、第
三十九号(一)、(二)、(三)、(四)及び(五)並びに第四
十九号(三)及び(四)
七十 (略)

(三) 広島県農業生産総合対策等補助金交付
要綱による補助金等(広島県GAP認証
推進事業に係るものを除く。)

(四)六 (略)
八十二 (略)

十三三十八 (略)
三十九 (略)

(一)・(二) (略)
(三) 第十六条第四項において準用する第十
二条第一項及び第二項の規定による国定
公園事業者たる地位の承継の協議又は承
認

(四)・(五) (略)

(六) 第十七条第一項の規定による報告徴収
及び立入検査(国立公園事業に係るもの
を除く。)

(七) (略)
(八) (略)

(九) (略)
四十六十八 (略)
六十九 (略)

第十号(三)、第十二号(八)及び(九)、第十六号
(三)及び(四)、第十七号(三)及び(四)、第二十四号
(四)、(五)及び(六)、第二十七号(一)及び(五)、第二
十八号の二(四)及び(五)、第二十九号(三)、(八)及
び(九)、第三十五号(八)、(九)及び(十)、第三十七
号(七)、(八)、(九)及び(十)、第三十九号(一)、(二)、(三)
(四)及び(五)並びに第四十九号(三)及び(四)
七十 (略)

(畜産事務所長への委任)

第十四条 (略)

一・一三 (略)

十四 (略)

(一) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等のうち、農地集積加速化支援事業(農業経営法人化支援総合事業実施要綱に基づいて行う事業に限る。)及び農産物生産供給体制強化事業に関する補助金等(畜産に関する事業に係るものに限る。)

十四の二一八 (略)

(建設事務所長への委任)

第十六条 (略)

一・一八八 (略)

八十九 (略)

(一) 第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ又は第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の造成認定

(二) 第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ又は第六十三条第三項第六号の規定による優良住宅の新築認定

(三) (略)

九十九九十六 (略)

九十七 (略)

(一)・(二) (略)

(三) 第九条第一項第一号の規定による使用

料の減免 (略)

(四) (略)

(五) 第十三条第二項の規定による開園日及び

利用時間の変更の承認

九十八一八九九 (略)

百 広島県立びんご運動公園に係る指定管理

者との包括協定書及び年度別協定書に基づく

知事の権限

百一 (略)

百二 広島県立みよし公園に係る指定管理者

との包括協定書及び年度別協定書に基づく

知事の権限

百三十一百十一 (略)

1・2 附 則 (略)

3 第十三条、第十六条及び第十七条の規定の

適用については、平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間、第十三条第五

(畜産事務所長への委任)

第十四条 (略)

一・一三 (略)

十四 (略)

(一) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等のうち、農産物生産供給体制強化事業に関する補助金等(畜産に関する事業に係るものに限る。)

十四の二一八 (略)

(建設事務所長への委任)

第十六条 (略)

一・一八八 (略)

八十九 (略)

(一) 第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による優良宅地の造成認定

(二) 第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号の規定による優良住宅の新築認定

(三) (略)

九十九九十六 (略)

九十七 (略)

(一)・(二) (略)

(三) 第十三条第二項の規定による利用時間

の変更の承認 (略)

(四) (略)

(五) 第十三条第二項の規定による利用時間

の変更の承認

九十八一八九九 (略)

百 広島県立びんご運動公園に係る指定管理

者との基本協定書、年度別協定書及び管理

費用の負担に関する協定書に基づく知事の

権限

百一 (略)

百二 広島県立みよし公園に係る指定管理者

との基本協定書、年度別協定書及び管理費

用の負担に関する協定書に基づく知事の権

限

百三十一百十一 (略)

1・2 附 則 (略)

3 第十三条、第十六条及び第十七条の規定の

適用については、平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第十三条第五

十九号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第六十二号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十六条第六十八号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第七十二号(三)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十七条第十七号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第十八号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」とする。

4 第十六条及び第十七条の規定の適用については、令和五年三月三十一日までは、第十六条第七十七号(一)及び第十七条第二十三号(一)中「一億五千万円」とあるのは、「三億円」とする。

十九号中「二億円」とあるのは「一億円」と、同条第六十二号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十六条第六十八号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第七十二号(三)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十七条第十七号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第十八号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」とする。

4 第十六条及び第十七条の規定の適用については、令和四年三月三十一日までは、第十六条第七十七号(一)及び第十七条第二十三号(一)中「一億五千万円」とあるのは、「三億円」とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。